

イベント用品貸出要領

1 目的

本県における県民活動の促進を図り、県民活動団体等の活動を支援するため、イベント等に必要となる用品（以下「用品」という。）を貸し出すこととし、貸出について必要な事項を定める。

2 貸出用品

貸出ができる用品は別表に掲げるものとする。

3 貸出対象者

県民活動団体※のほか、山口きらめき財団（以下「財団」という。）が適当と認める者とする。

※自治会、商工会議所、社会福祉協議会などの公共的団体を除く。

4 貸出及び返却の方法

- (1) 用品の借受を希望する者（以下「借用者」という。）は、「イベント用品借受申請書（別紙）」を貸出の1週間前までに提出するものとする。
- (2) 貸出の予約については、貸出を希望する日の1か月前から受け付けるものとする。
- (3) 財団は、前項による申請が適当と認められるときは、借用者に対して用品を貸し出すとともに、台帳により管理するものとする。
なお、同一時期に複数の申請があった場合は、先着順とする。
- (4) 借用者は、原則として用品を財団から直接受け取り、貸出期間内に直接返却するものとする。
- (5) 貸出に伴う搬出入は、借用者が行うものとする。

5 貸出期間

貸出期間は原則として1週間以内とする。

6 貸出料金

無料とする。

7 留意事項

- (1) 借用者は、用品を使用して営利目的の活動を行ってはならない。
- (2) 借用者は、用品を使用して法令又は公序良俗に反し、または反するおそれのある活動をしてはならない。
- (3) 借用者は、用品等を使用して特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがある

活動をしてはならない。

- (4) 借用者は、用品等を個人的に使用してはならない。
- (5) 借用者は、用品等を第三者に転貸してはならない。
- (6) 財団は、借用者が(1)～(5)の事項に違反し、かつ是正される見込みがないと認めるときは、使用を禁止し、貸出を取り消すことができる。また、使用を禁止し、貸出を取り消した場合、借用者に損害が生じてても、財団はその責を負わないものとする。
- (7) 借用者の故意または過失により、用品を滅失、損傷その他の損害が発生した場合には、現物又は実費をもって賠償するものとする。
- (8) 用品を利用しての事故及び第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、財団は損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。
- (9) その他この要領に定めのない事項は、借用者と財団が協議して決定する。

附則

この要領は令和6年4月1日から施行する。

なお、施行日前の借用申し出があった場合についても、この要領を準用する。

この要領は令和7年6月11日から施行する。

別表

貸 出 用 品 一 覧

	名 称	数 量	規 格 等
1	エアーアーチ一式	1	門型／300 cm×500 cm／黄色 ※イベント会場の入場ゲートとして使用。 常時空気を送りながら使用するため、電源の 確保が必要です。
2	テント 1 (オレンジ)	1	180 cm×270 cm／天幕色：オレンジ
3	テント 2 (グリーン)	1	200 cm×200 cm／天幕色：グリーン
4	マルチウェイト	8	テントの重し (マジックテープ付き)
5	ワイヤレスアンプ	1	UNI-PEX WA-872CD 幅 238mm 高さ 548mm 奥行 365mm
6	ワイヤレスマイク	2	UNI-PEX WM-8400
7	ワイヤレスピンマイク	1	UNI-PEX WM-8100A
8	のぼりポール	1 0	130 cm～240 cm／白
9	スクリーン	1	TAXAN 自立式 幅 220cm
10	プロジェクター	1	Canon LV-HD420 ※HDMI ケーブル付き
11	人工芝	5	1m×5m／芝の厚さ 30mm
12	STAFF ベスト	2 0	L サイズ

別紙

イベント用品借受申請書

令和 年 月 日

公益財団法人山口きらめき財団理事長 様

団体名 _____

下記のとおり、借用したいので申請します。

使用目的					
使用場所					
使用月日	月 日	借用日	月 日	返却日	月 日

○借受を希望する用品のチェック欄に✓をし、数量を記入してください。

チェック	用品名	数量	チェック	用品名	数量
☐	エアーアーチャー式		☐	ワイヤレスピンマイク	
☐	テント1（オレンジ）		☐	のぼりポール	
☐	テント2（グリーン）		☐	スクリーン	
☐	マルチウェイト		☐	プロジェクター	
☐	ワイヤレスアンプ		☐	人工芝	
☐	ワイヤレスマイク		☐	STAFF ベスト	

☐ 用品の使用にあたっては、留意事項（裏面）を了承します。

連 絡 先	担当者氏名
	携帯番号
	E メール

※申請前に、必ず当財団へ在庫の有無を確認してください。

受付番号 _____

貸出月日	月 日	※記入しないでください
返却期限	月 日	※記入しないでください

イベント用品の使用上の留意事項

- (1) 借用者は、用品を使用して営利目的の活動を行ってはならない。
- (2) 借用者は、用品を使用して法令又は公序良俗に反し、または反するおそれのある活動をしてはならない。
- (3) 借用者は、用品等を使用して特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがある活動をしてはならない。
- (4) 借用者は、用品等を個人的に使用してはならない。
- (5) 借用者は、用品等を第三者に転貸してはならない。
- (6) 財団は、借用者が(1)～(5)の事項に違反し、かつ是正される見込みがないと認めるときは、使用を禁止し、貸出を取り消すことができる。また、使用を禁止し、貸出を取り消した場合、借用者に損害が生じても、財団はその責を負わないものとする。
- (7) 借用者の故意または過失により、用品を滅失、損傷その他の損害が発生した場合には、現物又は実費をもって賠償するものとする。
- (8) 用品を利用しての事故及び第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、財団は損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。
- (9) その他この要領に定めのない事項は、借用者と財団が協議して決定する。